

「福祉施設等」に係る耐震診断等助成制度について

資料

1 検討の背景と現状課題

- 耐震改修促進法に基づき、平成19年に「川崎市耐震改修促進計画」を策定し、助成制度等を活用しながら、耐震化の推進を図ってきました。
- 東日本大震災の発生を契機として、災害時に援護を要する幼児・高齢者・障害者等が多く利用する身近な福祉施設等に対する耐震化の推進の重要性が再認識されています。
- 福祉施設等のうち、「特定建築物」に該当する建築物（特定福祉施設等）については、本市においても耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進することとしており、「特定建築物耐震改修等事業助成制度」による助成も行っているところですが、費用負担等の課題により、十分な進捗が図られておりません。
- 福祉施設等のうち、「特定建築物」に該当しない小規模な建築物（小規模福祉施設等）については、本市の耐震改修促進計画においても対象外となっていることから、新たな対応が求められています。

2 目的

福祉施設等に係る耐震化について、「特定福祉施設等」については現行制度の拡充、「小規模福祉施設等」については新規制度の創設により、より一層の耐震化を促進し、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

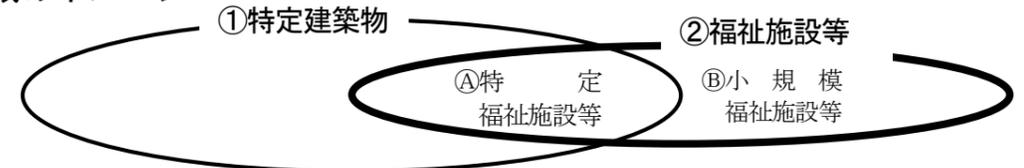
3 基本的な考え方

- 「特定福祉施設等」については、国庫補助事業である既存の耐震改修等助成制度に加え、本市独自の助成を上乘せすることにより、所有者等の耐震改修にかかる経済的負担の軽減を図り、当該施設の耐震改修等を促進していきます。
- 「小規模福祉施設等」については、「特定福祉施設等」と同水準の助成制度を本市独自の制度として創設し、所有者等の耐震改修にかかる経済的負担の軽減を図り、当該施設の耐震改修等を促進していきます。
- 助成期間は、耐震改修促進計画の目標年度である平成27年度までとします。

対象となる災害時要援護者利用施設			
		特定福祉施設等	小規模福祉施設等
耐震改修促進法上の位置づけ		特定建築物	特定建築物に該当せず
用途	病院、診療所	階数3以上かつ延床面積1,000㎡以上	左記の規模要件に満たないもの。(病床を有するものに限る。)
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、児童厚生施設 など	階数2以上かつ延床面積1,000㎡以上	左記の規模要件に満たないもの
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ延床面積500㎡以上	

4 助成制度の概要

(1) 費用負担軽減のイメージ



	負担割合	①特定建築物		非特定建築物	
		特定福祉施設等以外の特定建築物	②福祉施設等		
耐震設計	1/3	所有者	市 (所有者負担の軽減)	市 (単独事業)	
	1/3	市	市		
	1/3	国	国		
耐震改修、工事監理	2/3	所有者	所有者	市 1/3 (単独事業)	
	1/3	所有者 84.8%	市 2/3		
		市 7.6%	市 10.3% (所有者負担の軽減)		
		国 7.6%	市 11.5%		
		国 11.5%	国 11.5%		
助成制度		現行制度	制度拡充	制度創設	

□ 拡充・新規事業範囲

(2) 助成内容

(限度額の単位：千円)

	特定建築物				小規模福祉施設等 (新規)	
	特定福祉施設以外		特定福祉施設等 (拡充)		補助率	限度額
	補助率	限度額	補助率	限度額		
耐震診断	2/3	2,300	2/3⇒10/10	2,300	10/10	2,300
耐震設計	2/3	1,400	2/3⇒10/10	1,400	10/10	1,400
耐震改修	15.2%	10,000	15.2%⇒1/3	10,000⇒	1/3	15,000*1
工事監理	-		1/3	15,000*1		

*1 耐震改修工事費用及び工事監理費用の助成金額の合計

(3) 今後のスケジュール

平成24年5月 既存制度要綱改正・新制度要綱制定
 5月～6月 周知期間
 ⇒ 用途限定の改正・新設につき、周知活動は関係部局と連携して実施
 7月 申請受付
 平成28年3月 終了